

障がい者である職員の任免の状況（令和5年6月1日現在）

このことについて、警察本部における令和5年6月1日現在の障がい者である職員の任免の状況は、下記のとおりです。

記

	(1) 法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	(2) 障がい者の数	(3) 実雇用率 ((2) / (1) *100)	(4) 不足数	備考
令和5年6月1日	395.0人	11.5人	2.91%	0人	
【参考】 令和4年6月1日	394.0人	10.5人	2.66%	0人	

- (1) 欄は、職員総数から除外職員数を除いた職員数である。
- (2) 欄の「障がい者の数」は、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障がい者及び重度知的障がい者、短時間職員である精神障がい者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障がい者及び知的障がい者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- (4) 欄の「不足数」とは、(1) 欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切捨て）から、(2) 欄の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合は、法定雇用率達成となる。

このページに関するお問い合わせ
岩手県警察本部 警務課 人事係
〒020-8540 岩手県盛岡市内丸8-10
電話番号：019-653-0110